

燃料電池等トラック実装支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和6年5月24日付6都環公地温第1336号

(改正) 令和6年1月17日付6都環公地温第5063号

(改正) 令和7年5月30日7都環公地温第1861号

(改正) 令和8年3月17日7都環公地温第7507号

(改正) 令和8年6月25日付8都環公地温第2918号

(目的)

第1条 この要綱は、燃料電池等トラック実装支援事業実施要綱（令和6年3月27日付産労産新第469号。以下「実施要綱」という。）第8条第2項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する燃料電池等トラック実装支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に定める者であって、次の各号に該当しないものとする。

- 一 税金の滞納があるもの
- 二 刑事上の処分を受けたことがあるもの
- 三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象トラックの要件)

第4条 本助成金の交付対象となる燃料電池トラック又は水素エンジントラック（以下「助成対象トラック」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実施要綱第5条に定める要件を満たすもの

二 実施要綱第7条第1項第四号又は同条第3項第二号における上乗せ助成の助成対象トラックは、第7条第4項第二号に定める助成対象トラック導入計画書の計画期間内において純増させた本事業の交付決定を受けた燃料電池トラック又は水素エンジントラックとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは除く。

一 都の他の同種の助成金その他給付金の交付（受給）を重複して受けるもの

二 助成対象者が自動車販売業者であって当該車両販売業者に関係する者（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）から調達したもの。ただし、国補助対象となっていない場合又は公社が認める場合を除く。

三 助成対象者（助成対象者がリース事業者の場合は助成対象トラックの借主）の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品であるもの

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施要綱第6条に定める経費のうち、次に掲げる経費は、助成対象としない。

一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

二 自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）相当額

三 自賠償保険料相当額

四 車両販売会社（リース事業者を含む。以下同じ。）等からの還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費

3 助成対象経費の中に助成対象者に関係する者からの調達分を含む場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

4 助成対象経費の支払いは、助成対象者本人が行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、公社が別に定める場合においては、この限りではない。

（本助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第7条に定める金額とする。

2 実施要綱第7条第1項第三号又は第四号に該当し、車両本体価格を含むリース契約を複数回締結した上で、これに対応する複数回の助成を行う場合、同項第三号又は第四号に定める上限額は、助成額の合計額を上限額とする。

3 本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）及び、誓約書（第2号様式）に加え、次に掲げる書類を助成対象トラックの初度登録日又は改造日から起算して6か月以内（公社が特に必要と認めた場合を除く。）に公社に提出するものとする。ただし、実施要綱第7条第1項第三号又は第四号に該当し、車両本体価格を含むリース契約を複数回締結した上で、再リース契約に対する助成を受ける場合は、再リース契約を締結した日から2か月以内（公社が特に必要と認めた場合を除く。）とする。

一 燃料電池トラックの場合は、別表第1に掲げる書類

二 水素エンジントラックの場合は、別表第2に掲げる書類

三 燃料電池トラックを再リースする場合（実施要綱第7条第1項第三号又は第四号に該当し、車両本体価格を含む再リース契約を結びメンテナンス・サービス費の助成を受ける場合）は、別表3に掲げる書類

2 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）の交付申請後に、本助成金の交付申請を行うこと。なお、初度登録日が令和7年度の車両について、正当な理由により国補助等の交付申請をすることができない場合は、国補助等未申請申告書（第3号様式）を提出すること。ただし、正当な理由の該当可否については、公社が都と協議の上、決定する。

3 国補助等のうち、国等複数年度交付助成を間接的に受給することで、本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国等複数年度交付助成を受けている事業者及び国等複数年度交付助成の間接的受給に係る事業者と共同申請の上で、本助成金の交付申請を行うこと。

4 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は次の要件を満たすこと。

一 燃料電池トラックについてリース契約を締結している場合、リース契約に関する当事者双方の共同申請をもって本助成金の交付申請を行うこと。

二 実施要綱第7条第1項第四号又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける被交付者は、「助成対象トラック導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていることを証明すること。

三 実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける場合、自らの営業所等に整備又は誘致する定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内とすること。

四 実施要綱第7条第1項第五号の助成を受ける場合、交付申請日時点でグリーン経営認証又はISO14001認証を取得していること。ただし、有効期限内であること。

5 第1項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

- 6 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

(手続代行者)

第7条の2 助成対象者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対して依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けたことがないもの及び公的資金の手続代行者として社会通念上適切と認められるものであり、かつ、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
- 3 助成対象者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続の他、第11条、第12条、第13条、第15条、第21条の手続を、手続代行者に対して依頼することができる。

(手続代行者の責務等)

第7条の3 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、当該交付申請者及び公社との連携を図らなければならない。

- 2 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める手続きを遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答しなければならない。また、第25条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について承諾を得た上で実施しなければならない。
- 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。
- 4 手続代行者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 5 手続代行者は、従業員等（本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む）に対して、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければならない。

(本助成金の交付決定及び助成額の確定)

第8条 公社は、第7条又は第7条の2の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。ただし、交付の決定を行う場合には、交付すべき本助成金の交付額の確定を合わせて行う。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付の決定の審査に当たっては、助成対象者がリース事業者である場合は、あらかじめ、月々のリース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認することとする。
- 3 公社は、第1項の規定による本助成金の交付の決定の審査に当たっては、助成対象者が助成対象トラックを他の事業者等に転リースする場合は、あらかじめ、月々の転リース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていることを確認することとする。
- 4 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 5 公社は、第7条又は第7条の2の規定により申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（本助成金の交付）

- 第9条 本助成金の交付決定を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）は、前項の規定により本助成金の助成金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式）の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第6号様式）を提出しなければならない。公社は、前条第1項ただし書きによる交付額の確定を行い、申請額と確定額が同一の場合、助成金交付申請書をもって請求書とし、その請求日は交付額の確定を行った日とする。
- 2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

- 第10条 公社は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第5項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける被交付者に対し、次の各号に掲げる交付の条件を付すものとする。
- 一 実施要綱第7条第1項又は同条第3項に係る助成を受ける被交付者は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、第8条第5項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 二 実施要綱第7条第1項第四号ア又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける被交付者は、助成対象トラック導入計画書の計画開始時点に比べて計画終了時点において、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にある燃料電池トラック又は水素エンジントラック（中古車及び導入済みの燃料電池トラック又は水素エンジントラックの更新分を除く。）（以下「都内ナンバーの導入車両」という。）の保有台数が5台以上増えていること。ただし、助成対象者が中小企業者の場合は、

助成対象トラック導入計画書の期間内に都内ナンバーの導入車両の保有台数が3台以上増えていることとし、助成対象者が大企業であり、導入車両に燃料電池小型トラック又は水素エンジントラックのみを導入する場合は、助成対象トラック導入計画書の期間内に都内ナンバーの導入車両の保有台数が10台以上増えていること。なお、実施要項第7条第3項第二号を受ける場合は、導入車両への改造を6か月以内に実施すること。ただし、公社が特段の事情があると認める場合は除く。

三 実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書で示した開所予定日までに定置式水素ステーションを開所すること。

四 公社が第16条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

五 公社が第17条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第18条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

六 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。ただし、当該報告又は調査等の結果は都へ提供を行う。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(申請の撤回)

第11条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された要件に異議があるときは、同条第5項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第7号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第12条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第8号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の効果・目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 第15条第1項第一号に規定する助成対象トラック導入計画報告書の提出後、公社がやむを得ない理由により助成対象トラック導入計画を達成できなかったと認める場合、「助成対象トラック導入計画変更申請書（第9号様式）」を提出することができる。

- 3 第15条第1項第二号に規定する定置式水素ステーション整備等報告書の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかったと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更申請書（第10号様式）」を提出することができる。
- 4 公社は、前3項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は承認しないものとする。
- 5 公社は、第2項及び第3項に係る申請の場合、公社が延長できる計画期間を提示するものとする。
- 6 公社は、第4項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 7 公社は、第4項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 8 公社は、第4項の承認に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第13条 被交付者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第11号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第14条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（実績の報告）

第15条 実施要綱第7条第1項第四号又は同条第3項第二号に係る助成を受ける被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画書に対する報告書を公社に提出しなければならない。

- 一 実施要綱第7条第1項第四号ア又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける被交付者は、助成対象トラック導入計画書の計画期間終了日から1か月以内に、助成対象トラック導入計画報告書（第12号様式）及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 二 実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書における整備予定日から1か月以内に、定置式水素ステーション整備等報告書（第13号様式）及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づ

く本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 助成対象トラック導入計画書（第12条第7項に規定する計画変更承認通知で認められた期間を含む）の計画開始時点に比べて計画終了時点において、都内ナンバーの導入車両台数が実施要綱第7条第1項第四号アの定める台数以上増えていないとき。
 - 六 定置式水素ステーション整備等計画書（第12条第7項に規定する計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき
 - 七 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 第1項の規定は、第8条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
 - 4 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかにその旨を当該被交付者に通知するものとする。
 - 5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項、第2項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（不正手続等に対する措置）

- 第16条の2 公社は、交付申請者又は共同申請者、手続代行者（以下において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続若しくは当該申請に係る販売を行った場合、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の各号の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。
- 一 第8条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還請求及び、第18条の規定による違約加算金の請求及び第19条の規定における延滞金の請求
 - 二 公社が都の補助を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、当該事業における助成の対象外とすること。
 - 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。
- 2 公社は、手続代行者が前条第1項第二号、第三号又は第七号に該当する場合においても、当該手続代行者に対し、前項の措置を講じることができる。

(本助成金の返還)

- 第17条 公社は、第16条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者、共同申請者及び手続代行者又は車両販売会社等（以下「被交付者等」という。）に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、第16条第1項第五号及び第六号による取消しの場合は、上乗せ助成の対象車両全ての上乗せ助成金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の額が、実施要綱第7条第1項又は第3項及びこの要綱第6条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者等に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 被交付者等は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。ただし、公社は、第16条第1項第五号及び第六号の規定による取消しの場合は、被交付者等に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求する。
- 4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

- 第18条 公社は、第16条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者等に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者等に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者等は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

- 第19条 公社は、被交付者等に対し、第17条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者等が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者等に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者等は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第20条 公社は、被交付者等に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者等が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第21条 実施要綱第7条第1項又は同条第3項に係る助成金の被交付者は、助成事業により取得した財産（財産の使用権を含む）の処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、助成したメンテナンス・サービスの期間が満了した場合、かつ、財産の取得から公社が別に定める年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第14号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第15号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、返還金を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第21条 被交付者等は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者等は、前項の書類について、第9条第1項の規定により公社が本助成金の交付を実施した日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第22条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付申請者等に対し、助成事業に関し報告を求め、交付申請者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 交付申請者等は、前項（次項において読み替える場合を含む。）の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第23条 公社は、本事業の適切な執行のため、交付申請者等に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第24条 公社は、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等に係る個人情報及び申請書類等に記載された申請者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行

二 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合

三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認

四 助成金制度に関する統計分析及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画

五 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用

六 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等への情報提供

2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。

3 交付申請者等は、交付申請に当たり、第1項及び第2項に定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（第2号様式）により同意するものとする。

4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。

5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を

第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 次の各号に掲げる本事業に係る手続及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第15条の規定に基づく本助成金の実績の報告

(その他必要な事項)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和6年5月24日付6都環公地温第1336号)

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則 (令和6年1月17日付6都環公地温第5063号)

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

附 則 (令和7年5月30日付7都環公地温第1861号)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

附 則 (令和8年3月10日付7都環公地温第7507号)

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

附則 (令和8年6月25日付8都環公地温第2918号)

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。

別表第1（第7条関係 燃料電池トラック）

	必要書類	備考
1	誓約書（第2号様式） ※申請者本人によるオンライン申請の場合は利用規約への同意により代替可。 ※リース契約等の場合、リース事業者及び貸与先が署名又は押印した誓約書が必要（共同申請者が複数いる場合は共同申請者全員のものが必要。）。 ※手続代行者の場合、助成対象者（リース契約等は共同申請者全員のもの）が署名又は押印した誓約書が必要。	
2	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く。 ※申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※リース事業者の場合、貸与先の登記事項証明書も合わせて必要。	写し
3	法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く。 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。	写し
4	導入車両（購入又はリース契約を締結した燃料電池トラックをいう。以下この表において同じ。）の車両本体価格に係る請求書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ※車両本体価格がわかること。 ※導入車両の諸元がわかる書類を添付すること。 ※車両を製造した者から導入事業者に車両を販売した者への販売価格がわかる書類が必要 ※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと	写し
5	導入車両の代金の支払いを証する書類（金融機関発行の証明書等） ※支払いの事実が確認できる書類であること。 （支払元・支払先・金額・日付が確認できること） ※車両代金の支払いは原則振込とする。金融機関発行の明細を提出できない場合や、振込明細等で代金の支払いを特定することができない場合は、領収書を提出すること。 ※領収書では下記内容が確認できること。 ①車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ②車両本体価格がわかること。	写し
6	導入車両の自動車検査証 ※自動車検査証記録事項に限る。（電子車検証は不可）	写し
7	導入車両のリース契約書等 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要。	写し

	※車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること。 ※助成対象者がリース事業者である場合は、月々のリース料金に助成相当額分の値下げが反映されていること。 ※リース契約費用に対する助成を受ける場合は、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。	
8	転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	
9	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の場合は不要 ※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可	
10	ディーゼルトラックの車両本体価格を証明する書類 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、車両本体価格の記載があるものに限るため、車両の諸元がわかる書類を添付すること。 ※車両を製造した者から導入事業者へ車両を販売した者への販売価格がわかる書類が必要。 ※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと。 ※申請日時点で、1年以内に発行されたものであること。	写し
11	ディーゼルトラックのリース契約書（案）等 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。 ※申請日時点で、1年以内に発行されたものであること。 ※申請者が中小企業者でない場合は不要。	写し
12	国補助等の交付決定通知書又は額確定通知書 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること ※初度登録日が令和7年度の車両で正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須。 ※国等複数年度交付助成の場合は交付決定通知書、単年度交付助成の場合は額確定通知書を提出すること。	写し
13	共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要。 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること。	写し
14	振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	写し

15	助成対象トラック導入計画書（５年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※実施要綱第７条第１項第四号アに関する助成を受ける場合のみ必要	
16	定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※実施要綱第７条第１項第四号イに関する助成を受ける場合のみ必要	
17	助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※実施要綱第７条第１項第四号ア又はイに関する補助を受ける場合のみ必要	
18	グリーン経営認証又は ISO14001 認証を取得していることがわかる書類 ※実施要綱第７条第１項第五号に関する助成を受ける場合のみ必要 ※車両の使用者が認証を受けていること。 ※交付申請日時点で有効期限内であること	写し
19	中小企業者であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者である場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（ただし、財務諸表により中小企業であることが確認できる場合は、その提出をもって代えることができる。）	
20	その他公社が必要と認める書類	

別表第２（第７条関係 水素エンジントラック）

	必要書類	備考
1	誓約書（第２号様式） ※申請者本人によるオンライン申請の場合は利用規約への同意により代替可。 ※手続代行者の場合、助成対象者が署名又は押印した誓約書が必要。	
2	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から３か月以内のものに限る。	写し
3	法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。	写し
4	水素エンジントラックへの改造費用を証明する書類（請求書等） ※車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ※車両本体価格がわかること。 ※導入車両の諸元がわかる書類を添付すること。 ※車両を製造した者から導入事業者へ車両を販売した者への販売価格がわかる書類が必要。 ※改造費以外の費用、値引き等は含めないこと。	写し
5	水素エンジントラックへの改造費用の支払いを証する書類（金融機関発行の証明書等）	写し

	※支払いの事実が確認できる書類であること。 （支払元・支払先・金額・日付が確認できること） ※車両代金の支払いは原則振込とする。金融機関発行の明細を提出できない場合や、振込明細等で代金の支払いを特定することができない場合は、領収書を提出すること。 ※領収書では下記内容が確認できること。 ①車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ②車両本体価格がわかること。	
6	水素エンジントラックへの改造を行った車両の自動車検査証 ※自動車検査証記録事項に限る。（電子車検証は不可）	写し
7	国補助等の額確定通知書 ※初度登録日が令和7年度の車両で正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須	写し
8	振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	写し
9	水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の車両本体価格に係る請求書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ※車両本体価格がわかること。 ※車両を製造した者から導入事業者に車両を販売した者への販売価格がわかる書類が必要。 ※車両本体価格以外の費用、値引き等は含めないこと ※水素エンジントラックへの改造を目的に車両を購入した場合のみ必要。 ※実施要綱第7条第3項第二号（実施要綱第7条第1項第四号アの条件を満たす場合）に関する助成を受ける場合のみ必要	写し
10	水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の支払いを証する書類（金融機関発行の証明書等） ※支払いの事実が確認できる書類であること。 （支払元・支払先・金額・日付が確認できること） ※車両代金の支払いは原則振込とする。金融機関発行の明細を提出できない場合や、振込明細等で代金の支払いを特定することができない場合は、領収書を提出すること。 ※領収書では下記内容が確認できること。 ①車両登録番号又は車台番号の記載があること。 ②車両本体価格がわかること。 ※実施要綱第7条第3項第二号（実施要綱第7条第1項第四号アの条件を満たす場合）に関する助成を受ける場合のみ必要。	写し

11	水素エンジントラックへの改造を目的に購入した車両の自動車検査証 ※自動車検査証記録事項に限る。（電子車検証は不可）	写し
12	助成対象トラック導入計画書（５年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※実施要綱第７条第３項第二号（実施要綱第７条第１項第四号アの条件を満たす場合）に関する助成を受ける場合のみ必要	
13	定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※実施要綱第７条第３項第二号（実施要綱第７条第１項第四号イの条件を満たす場合）に関する助成を受ける場合のみ必要	
14	助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※実施要綱第７条第３項第二号に関する助成を受ける場合のみ必要	
15	中小企業であることが確認できる書類 ※従業員数が確認できる公的書類（ただし、財務諸表により中小企業であることが確認できる場合は、その提出をもって代えることができる。）	
16	その他公社が必要と認める書類	

別表第３（第７条関係 車両本体価格を含む再リース契約を結びメンテナンス・サービス費の助成を受ける場合）

	必要書類	備考
1	誓約書（第２号様式） ※申請者本人によるオンライン申請の場合は利用規約への同意により代替可。 ※リース契約等の場合、リース事業者及び貸与先が署名又は押印した誓約書が必要（共同申請者が複数いる場合は共同申請者全員のものが必要。）。 ※手続代行者の場合、助成対象者（リース契約等は共同申請者全員のもの）が署名又は押印した誓約書が必要。	
2	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から３か月以内のものに限る。	写し
3	法人住民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。	写し
4	導入車両の自動車検査証 ※自動車検査証記録事項に限る。（電子車検証は不可）	写し
5	導入車両の再リース契約書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要。	写し

6	転リース料がわかる書類 ※申請者が子会社や業務委託先等に転リースする場合のみ必要 ※国補助及び都補助相当額を減額して転リースしていることがわかる書類を提出すること	
7	ディーゼルトラックの再リース契約書（案）等 ※導入車両と積載量、全長等の仕様が同等のトラックであり、メンテナンス・サービス費用が含まれていること。 ※申請日時点で、1年以内に発行されたものであること。 ※申請者が中小企業者でない場合は不要。	写し
8	国補助等の交付決定通知書又は額確定通知書 ※国等複数年度交付助成の場合、その受給者が提出すること。 ※初度登録日が令和7年度の車両で正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須。	写し
9	共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類 ※国等複数年度交付助成を間接的に受給している場合のみ必要 ※国等複数年度交付助成の助成金受け渡しを行っていることを証明すること	写し
10	振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	写し
11	当初リース契約に係る公社からの交付決定通知書	写し
12	中小企業者であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者である場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（ただし、財務諸表により中小企業であることが確認できる場合は、その提出をもって代えることができる。）	
13	その他公社が必要と認める書類	

別表第4（第15条関係）

	必要書類	備考
1	助成金交付決定通知書兼額確定通知書	写し
2	助成対象トラック導入計画書（5年度内の導入予定台数がわかるもの）	
3	導入車両の自動車検査証（購入又は改造） ※自動車検査証記録事項に限る。（電子検査証は不可） ※実施要綱第7条第1項第四号ア又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成受ける場合のみ必要。	写し
4	その他公社が必要と認める書類	

別表第5（第15条関係）

	必要書類	備考
--	------	----

1	助成金交付決定通知書兼額確定通知書	写し
2	定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）	
3	整備完了後の現地地図 ※実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要。	
4	整備した定置式水素ステーションの概要 ※実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要。	
5	運営事業者との契約書等 ※実施要綱第7条第1項第四号イ又は同条第3項第二号の定める要件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要。 ※運営事業者に運営を委託する場合	写し
6	その他公社が必要と認める書類	